

(務) 第 4 6 号

昭和 4 9 年 6 月 2 5 日

項目コード	D 0 1 0 2
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成 4 3 年 3 月 1 2 日
担当係	装 備 係

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

三 重 県 警 察 本 部 長

警察官の礼装に関する訓令の制定について（例規通達）

改正 平成 1 3（務）第 1 4 号、令 3 総発第 5 5 号

従来、儀式等に出席する場合の警察官の礼装については、特別の定めがなかったが、さきに警察庁次長通達をもって警察官の礼装が制度化されたので、本県においても、これに基づき「警察官の礼装に関する訓令」を制定し、昭和 4 9 年 7 月 1 日から実施することとしたので、次の点に留意し運用上誤りのないようにされたい。

記

1 訓令の要点

- (1) 警察官の礼装は、原則として礼服を着用するものとしたが、礼服の調製数等から着用の範囲に限界があるので、服装等に白手袋を着用して、礼装に代えることができることとした。
- (2) 礼装をする場合は、原則的には公式の儀式等の場合であるが、所属長の承認により、私的な冠婚葬祭等の儀式においても、礼服を着用することができることとした。
なお、礼服を着用する場合の基準は、別表のとおりとする。
- (3) 警察勲功章等の着用については、「警察表彰規則」（昭和 2 9 年、国家公安委員会規則第 1 4 号）第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じ、制服の場合と同じ要領により着用することができることとした。
- (4) 訓令に言う「礼服」とは、訓令別表の制式に定める、礼帽、礼服（冬、夏）、えり章、飾緒、礼肩章等を含むものとし、形状図のとおり着装することを原則とするが、弔慰を表する場合等、飾緒の着装を省略することが適当と認められる場合は、本部長の指示によって省略することとした。
- (5) 礼服は、会計課において整備保管し、所属長の申請に基づき、その都度貸出すことを原則とするが、自費により調製することができることとした。

2 実施上の留意事項

- (1) 礼服の着用に当たっては、儀式等に出席する者の服装の斉一を期するため、行事を主管す

る所属長は、あらかじめ服装を統一するか、又は礼服用の範囲を指示するものとする。

(2) 礼服用を着用する場合、原則として拳銃は携帯しないが、本部長が必要と認め指示したときは、私服の場合と同様、目立たないよう適宜の方法により携帯するものとする。

(3) 礼服用により弔慰を表す場合は、ネクタイは黒色無地のものを用いるものとする。

3 礼服用の貸出し、返納等

(1) 所属長は、所属の警察官の中で、礼服用の着用を必要とする者がいるときは、礼服用借用申請書（様式第1）により、本部会計課長に申請するものとする。

(2) 本部会計課長は、礼服用貸出簿（様式第2）を備え、礼服用の保管、貸出し状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 礼服用の貸出しを受けた者は、適正に使用するとともに、使用後速やかに返納するものとする。

別表

礼服の着用基準

礼服を着用する場合		摘 要		
項 目	細 目			
公式の儀式 に出席する 場合	表	警察 庁長 官表 彰	(1) 警察勲功章 (2) 警察功労章 (3) 警察功績章 (4) 賞 詞 (5) 賞 状	警察庁に出向いて表彰を受ける場合は、受賞者は礼服を着用する。ただし、会議の席上受賞するものその他礼服着用の必要がない場合は、その都度本部警務課長から指示する。
		管局 区長 警表 彰	(1) 賞 詞 (2) 賞 状	同 上
	彰	警 察 本 部 長 表 彰	(1) 警察功績章 (2) 賞 詞 (3) 賞 状	県警察発足記念日に行われる表彰式には、本部長及び列席の各部長は、原則として礼服を着用し、上記以外の表彰式については、その都度本部長が指示する。
		部 外 表 彰	(1) 大臣表彰 (2) 知事表彰 (3) その他官公庁の表彰 (4) 三重県民の警察官表彰 (5) 中部警察官友の会表彰 (6) 三重県警察官友の会表彰	受賞者及び列席する本部長及び各部長は、原則として着用する。

	祝賀式	(1) 新年祝賀式 (2) 名刺交換会など	所属長の判断で着用してよい。
	記念式典	内部及び部外官公庁 などが主催する式典	同 上
	公 葬	内部及び部外官公庁 などが主催する式典	部内の場合は、主宰する所属長が、警務部長と協議して着用の範囲を定める。 部外の場合は、参列する所属長の判断で着用してよい。
	慰 霊 祭	殉職警察職員慰霊祭 など	本部長及び各部長は、原則として着用する。
	庁舎落成式	警察署、駐在所、派出所等及び他官庁施設の落成式	部内の場合は、主宰する所属長が、会計課長と協議して着用の範囲を決める。 他官庁の場合は、列席する所属長の判断で着用してよい。
	警察学校の入・卒業式	初任科生の入・卒業式	本部長、各部課長及び警察学校長は、原則として着用する。
	その他の公の儀式		その都度、関係所属長が着用の範囲等を定める。
拝謁を賜わる場合	皇居参内、行幸啓先における謁見など		着用を原則とする。
私的な儀式等に参加する場合	(1) 本人の結婚式 (2) 結婚式に参加する場合 (3) 職員又はその家族若しくは他官庁職員、有識者の葬儀に参列する場合 (4) 記念撮影をする場合 (5) その他		自費で調製したものに限り、所属長の承認で着用することができる。

年 月 日

警務部会計課長 殿

長

礼 服 借 用 申 請 書

着用着数	礼 服 (夏 ・ 冬) 着					
借用期間	平成 年 月 日から (日間) 平成 年 月 日まで					
使用者 階級・氏名						
規格	上衣	A () B () C ()				
	下衣	A () B () C ()				
号数	礼 帽	1	2	3	4	5 6
	付属品	飾緒 (組) 礼肩章 (組) ネクタイ (本)				
申請理由						

